

2025 年 1 月 9 日

「大雪被害による被災者ローン」の取扱い開始について

本冬の大雪により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。
青い森信用金庫は、本冬の大雪被害に遭われた被災者の皆さまを対象に、下記のとおり「大雪被害による被災者ローン」の取扱いを開始いたしますのでご案内いたします。

記

- 取扱期間 2025 年 1 月 10 日(金)～2025 年 9 月 30 日(火)
- 対象者 大雪により被害を受けた個人、個人事業者および法人
- 資金用途 大雪被害による災害復旧資金
- 融資金額 事業者(法人・個人事業者) 2,000 万円以内
個人 500 万円以内
- 融資期間 10 年以内
- 貸出金利 事業者 変動金利 当金庫長期貸出最優遇金利を基準とする利率
(信用保証協会利用時は更に $\Delta 0.30\%$)
個人 固定金利 1.500%
- 返済方法 毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済
(元金据置期間 6 ヶ月以内)
- 保証人 事業者： 必要に応じて
(中小企業： 代表者、 個人事業者： 配偶者)
個人： 原則家族保証
- 担保 必要に応じて
- 必要書類 事業者、個人とも罹災状況がわかる写真等又は罹災証明書
個人の場合は上記に加え本人確認書類
その他審査に必要な書類

以上

R2024-161

有効期限：2025.9.30